

災害時における避難所等としての使用に関する協定書

令和5年2月28日

鈴 鹿 市

三重県立石薬師高等学校

三重県立杉の子特別支援学校



## 災害時における避難所等としての使用に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）、三重県立石薬師高等学校（以下「石薬師高校」という。）及び三重県立杉の子特別支援学校（以下「杉の子特別支援学校」という。）は、鈴鹿市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）に、市が石薬師高校及び杉の子特別支援学校の施設を法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所及び法第49条の7第1項に定める指定避難所（以下「避難所等」という。）として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において市が石薬師高校及び杉の子特別支援学校が管理する施設の一部を避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所等として利用する施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 石薬師町字寺東452
- (2) 指定避難所 石薬師高校 体育館
- (3) 指定緊急避難場所 石薬師高校 グラウンド

2 市は前項に定める施設を市民に周知するため、公示等必要な措置を講じるものとする。

### （避難所等の開設）

第3条 避難所等の開設は、原則として災害の被害状況に応じて市が開設するものとする。

2 前項の開設に当たっては、市は避難所等の開設に必要な人員の派遣を行い、開設の周知を行うものとする。

3 大規模な災害などが発生した際に、石薬師高校又は杉の子特別支援学校が必要であると判断した場合は、避難所等を開設することができる。ただし、その場合、速やかに市に避難所等の開設連絡を行うものとする。

4 市は前項の開設連絡を受けた場合は、速やかに避難所等の開設に必要な人員を派遣するものとする。

(応急危険度判定の実施)

第4条 前条第1項の規定に基づき市が指定避難所を開設する場合は、市があらかじめ定める手続により応急危険度判定を行うものとする。

2 前条第3項の規定に基づき、石薬師高校又は杉の子特別支援学校が指定避難所を開設する場合は、石薬師高校又は杉の子特別支援学校が応急危険度判定を行うものとする。

(連絡体制)

第5条 市、石薬師高校及び杉の子特別支援学校は、本協定に関する連絡体制を、毎年4月及び変更があったときに他二者へ書面又は電子メールにより通知するものとする。

(事前の確認)

第6条 市は、災害時に避難所等を開設する必要がある場合、対象施設の被害状況又は安全を自ら確認するものとする。

2 市は、前項の確認のために必要な範囲で、石薬師高校及び杉の子特別支援学校の施設を開錠し、立ち入ることができる。

3 前項の立入りは、石薬師高校及び杉の子特別支援学校の職員が不在の場合でも行うことができる。

4 石薬師高校及び杉の子特別支援学校は、対象施設の確認及び避難所等の開設に必要な鍵をあらかじめ市に貸与する。

(開設の通知)

第7条 市は、第4条第1項の規定により避難所等を開設する場合、事前にその旨を避難所等開設通知書(第1号様式)により、石薬師高校及び杉の子特別支援学校に通知するとともに、石薬師高校及び杉の子特別支援学校へ対象施設の開錠を依頼する。

2 石薬師高校及び杉の子特別支援学校は、市から避難所等の開錠依頼を受けた場合、速やかに開錠を行うものとする。

3 市は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、事前に石薬師高校及び杉の子特別支援学校へ通知をせずに、前条第4項で貸与された鍵を使用して開錠を行い開設することができるものとする。ただし、市は、速やかに石薬師高校及び杉の子特別支援学校に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所等の管理運営)

第8条 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合における避難所等の管理運営は、災害救助法第2条の規定に基づき、三重県知事の責任において行うものとし、市は災害救助法第13条に基づく事務処理の特例に基づき県から事務委任を受けて管理運営の事務を行うものとする。また、災害救助法が適用されなかった場合における避難所等の管理運営は、法第50条第2項の規定に基づき、市長の責任において市が管理運営の事務を行うものとする。

- 2 前項の規定は、避難者の自治より管理運営の実務を行うことを妨げない。
- 3 避難所等で必要な物品等は、市が準備又は配布するものとする。
- 4 市は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 5 石薬師高校及び杉の子特別支援学校は、避難所等の管理運営について、市に協力するものとする。

(費用負担)

第9条 災害救助法が適用された場合において、避難所等の管理運営で発生する費用の内、災害救助法第4条第1項第1号、第2号及び第3号に定める救助に要する費用は、災害救助法第18条第1項の規定により三重県が負担するものとする。

- 2 災害救助法が適用されなかった場合において、避難所等の管理運営で発生する費用は、市が負担するものとする。
- 3 第2条第1項に定める施設の使用料については、無償とする。

(開設期間)

第10条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とし、開設期間を延長する場合は、市、石薬師高校及び杉の子特別支援学校の三者が協議の上、決定するものとする。

- 2 市は、石薬師高校及び杉の子特別支援学校が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第11条 市は、対象施設の使用を終了する際は、石薬師高校及び杉の子特別支援学校に避難所等閉鎖通知書(第2号様式)を提出するとともに、対象施設を

現状に回復し、石薬師高校及び杉の子特別支援学校の確認を受けた後、石薬師高校及び杉の子特別支援学校に引き渡すものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は回復を要しない。

- 2 前項の原状回復に係る費用については、災害救助法の適用を受けた場合は、その定めに従うものとし、それ以外は市が負担するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年(2024年)3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに市、石薬師高校又は杉の子特別支援学校から解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、市、石薬師高校及び杉の子特別支援学校の三者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を3通作成し、市、石薬師高校及び杉の子特別支援学校の三者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月28日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

三重県鈴鹿市石薬師町字寺東452  
三重県立石薬師高等学校  
校長

三重県鈴鹿市石薬師町字寺東452  
三重県立杉の子特別支援学校  
校長

第1号様式

第 号  
年 月 日

三重県立石薬師高等学校 校長 様  
三重県立杉の子特別支援学校 校長 様

鈴鹿市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等としての使用に関する協定書第7条第1項の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

- 1 開設日時  
年 月 日 時
- 2 使用施設
- 3 連絡先  
部 課  
担当 電話
- 4 その他

第2号様式

第 号  
年 月 日

三重県立石薬師高等学校 校長 様  
三重県立杉の子特別支援学校 校長 様

鈴鹿市長

避難所等閉鎖通知書

災害時における避難所等としての使用に関する協定書第11条第1項の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり閉鎖することを通知します。

なお、同条第1項の規定により施設を原状に復し、引き渡します。

記

- 1 閉鎖日時  
年 月 日 時
- 2 引渡し予定日時  
年 月 日 時
- 3 連絡先  
部 課  
担当 電話
- 4 その他